

下関市入札監視委員会規則第5条第9項により、以下のとおり公表します。

下関市入札監視委員会（第21回）審議概要

開催日時	平成27年5月28日 13:30		
場所	下関市勤労福祉会館2階 第4会議室		
委員	今村俊一（弁護士） 岡孝（高等学校教諭） 藤本博美（ファイナンシャルプランナー） 中村健治（一級建築士） 森邦恵（大学准教授）		
審査対象期間	平成27年1月1日 ~ 平成27年3月31日		
審査対象総件数	64件	（抽出工事名称）	
抽出案件	条件付一般競争入札	34件	・長府浄水場水質管理センター棟建設工事
	指名競争入札	24件	・唐戸地区アメニティ施設整備機械設備工事
	随意契約	6件	・関西小学校ほか1校プール用水循環装置改修工事
指名停止等の運用状況	0件0社		
議事事項及び委員からの意見・質問、それに対する回答等	議事項目、意見等	別紙のとおり	
	議事結果、回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		

議事項目、意見・質問	議事結果、回答
<p>・長府浄水場水質管理センター棟建設工事</p>	
<p>入札参加業者数が2者JVだが、契約の原則である経済性や競争性は担保されているのか。</p>	<p>入札結果として2者JVの参加となったが、入札参加者数の見込みとしては、同規模程度の過去の案件を参考に想定数を出すのだが、今回の案件は、過去、同規模の実績がなく、想定数の把握が難しかったが、個々の入札条件を満たす業者を組み合わせで想定した場合は、4～5グループは参加可能と判断した。実際の入札の参加者数は3JVで、そのうち、1JVが札を入れなかったので2JVとなっているが、広く公募を募った結果であるので、競争性は担保できていると考えている。</p>
<p>最近のJV工事の参加者数はどれくらいなのか。</p>	<p>土木関係ならJVをかなり多く出すが、5グループでの参加で実際に入札しているのが現状。市長部局のJVの建築主体工事の案件は、今年度下関球場改修の建築主体工事をJVで発注しており、今週開札をしたところ、想定では10グループ以上あると考えていたが実際は3グループ参加という状況だった。</p>
<p>標準仕様書は国交省のものか。</p>	<p>国交省です。</p>
<p>落札率は97.4%で工期も12月まで十分に設定されている所から、品質を十分に確保されると考えられるが、そのような工事内容になっているのか。</p>	<p>今回基礎が杭基礎をしているので、そういう形での品質管理。コンクリートの打設場において、現場が狭いということもありコンクリートの品質管理等を精力的に考えている。</p>
<p>建築技術者・監督職員の設置は。</p>	<p>施工に関しては、管理業務を建設コンサルタントに委託して管理している。</p>

<p>条件付き一般競争入札の場合と総合評価方式の違いは。</p>	<p>条件付一般競争入札では、最低制限価格を設定し、それを下回るものについては、その金額をもって落札外とするが、総合評価に関しては価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価することとなる。また、低入札価格調査を採用するので、低入札価格調査基準を下回る入札があった場合は、適切な工事の施工が可能かどうか積算根拠等について調査を行うこととなる。</p>
<p>調査基準価格とは何か。また、失格基準額として、調査基準価格の2%を差し引いた額とあるが、この2%というのはどのような案件でも2%なのか。</p>	<p>調査基準価格は、直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の80%、一般管理費の30%を加えた額に90%を乗じた額となる。失格基準額算出に当たっての調査基準価格の2%については、すべての案件で2%となる。</p>
<p>・唐戸地区アメニティ施設整備機械設備工事</p>	
<p>最低制限価格の下限值として予定価格の87%とあるが、いつから87%となったのか。</p>	<p>平成27年2月1日以降に告示、又は指名通知を行った工事から採用している。</p>
<p>業者の手持ち工事量等は品質管理に関係してくると思うが、コリンズの登録状況等も確認して指名業者の選定をしているのか。</p>	<p>コリンズと市の契約状況を見ながら指名業者の選定をしている。また、特定の業者に偏らないよう指名回数においてもできるだけ均一になるように心がけている。</p>
<p>指名業者数6者とあるが、6者という根拠はあるのか。</p>	<p>下関市工事請負契約事務手続要綱において、執行額500万円以上2,000万円未満の工事案件の指名業者数は6者と規定されている。本案件は、執行額500万円以下であるので、指名業者数は4者となるが、金額的に500万円に近いということもあり、6者指名している。</p>

・ 関西小学校ほか 1 校プール用水循環装置改修工事

1 者随意契約の理由として、当該機器メーカーでなければ整備が行えないとあるが、仮にメーカーが何らかの理由で発注不可能になったり、指名停止になった場合はどういう発注方法をとるのか。

契約の相手方はメンテナンスの特約店であることから、発注不可能又は指名停止となった場合は、他の特約店又は本店に発注することとなる。

下関市内の学校のプールろ過循環装置は、このメーカーが独占的に入っているのか。

市内の大半のプールろ過循環装置はこのメーカー製である。このメーカーは全国に 1 万 5 千機の水循環プラントを納入しており、中国地方でも 2 3 0 0 か所納入されている。